健康保険 被保険者 埋葬料(費)請求書

常務理事	事務長	担当	係

記入方法および添付書類等については、別紙の記入例と、「記入上の注意」をご確認ください。

被促	① 被保険者 等の	記号	番-	号			請者 氏名					印
被保険者情	② 申請者の 現住所	(〒 TEL.	-)			•						
報	③ 事業所の	名称										
	④ 死亡した 多 方の		死亡	年月日					死亡	した原因		
			年	月		日						
_	●家族(被扶	養者)が死	亡したための申請	であるとき								
申請内	ご家族の 氏名			生年 月日		年	J.	I	日	被保険者 との続柄		
容	●被保険者が	死亡した	ための申請である。	とき								
	被保険者の 氏名						者からみ : の身分[
	⑤ 埋葬した 毎月日※		年	月	日 @	型葬に要 費用の客						円
事	死亡した方の氏名				死τ —— 年月				年	月	日	
業	区分		被保険者	被扶養者	Ĭ							
業 区分 被保険者・被扶養者 ・ 被扶養者 ・ 上記のとおり相違ないことを証明します。												
明 欄	証明日 令	和	年 月	日	+₩.	住所						
惻	電話番	号	()		事業:	王 氏名						
給	給付金支拉 原則、給与		座となります。			亡くなった場 「名義の口座				座を希望さ 。	れない	場合は、
付	振込先		銀:			支店	口座	<u>Ж</u> П/	座番号	は左詰めで	ご記入	ください
金	銀行	独機関コー		庫∙農協 〔店都	番号	Ţ j	番号					
支	預金 普達 種別 貯	通•当座 s	口座 (1) 名義 漢字				(2) カタカ					
払		マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。(利用する場合はくを入れてください)										
先 LJ 注)口座情報の反映には、登録から数日を要します。												

[注意事項]

- ・被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請を希望する場は 健保組合までご相談ください。
- ・ ⑤及び⑥は、生計維持関係にない方で、実際に埋葬を行った方が申請する場合にご記入ください。《埋葬費》
- ・死亡が第三者の行為によるものであるときは、別に第三者行為による傷病届を この請求書に添付してください。

受付日付印

記入上の注意

- ・この請求書は、所定事項を記入、押印後、事業主を経由し健康保険組合に提出してください。
- ①記号番号は、保険証、マイナポータル、資格情報のお知らせ、資格確認書に記載されています。
- ⑤及び⑥は、家族や身近な人が全くいない場合で、実際に埋葬を行った方が申請する場合に必ずご記入ください。《埋葬費》
- 給付金支払先について
 - ■振込先が被保険者の場合は、給与振込口座となりますので記入は不要です。
 - ■被保険者が亡くなった場合は、申請される方名義の口座情報をご記入ください。

【添付書類】

	死亡した方	申請者	添付書類		
埋葬料	被保険者被扶養者		■埋葬料請求書への事業主証明		
上 上 上	被扶養者	被保険者	■性発科明水青への争未土証明		
埋葬料	被保険者	被扶養者以外の家族 (注1)	■埋葬料請求書への事業主証明 ■亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本 ■住民票など、申請者と亡くなった方との関係性が分かる書類		
《埋葬費》	被保険者	家族や身近な人が 全くいない場合で、 実際に埋葬を行った 方が申請するとき	■埋葬料(費)請求書への事業主証明■埋葬に要した費用の領収書(原本)※支払った方のフルネームが記載されているもの■上記費用の明細書(写し)(費用の内訳として品名、数量、単価及び金額が明記してあること)		

≪埋葬料(費)請求書への事業主証明を受けることができない場合≫

上記の他に、下記書類をご提出ください。

- ◎ 市区町村長の埋火葬許可証、死亡診断書、死体検案書、検視調書のいずれかの写し
- (注1)被扶養者以外の家族の例:父・母、配偶者、子、兄弟、孫、祖父母 (二親等以内の方)
- (注2) 任意継続被保険者は、事業主証明を受けることができないため必ず添付書類が必要です。
- (注3)請求内容により上の添付書類の他にご提出をお願いする場合がありますのでご承知おきください。

①埋葬料について

被保険者が業務外の事由により亡くなった場合、亡くなった被保険者により生計を維持されていた方に「埋葬料」が支給されます。また、被扶養者が亡くなった場合は、「家族埋葬料」が支給されます。

※「埋葬料」は、死亡の事実またはその確認があれば支給されるもので、埋葬を行ったことは要件とされていません。 仮埋葬や葬儀を行わない場合でも支給されます。

②埋葬費について

埋葬料を受けられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、埋葬料(5万円)の範囲内で実際に埋葬に要した費用に相当する「埋葬費」が支給されます。

- ※「埋葬費」は、実際に埋葬を行った方に支給されるため、埋葬を行った事実が必要であり、埋葬を行った後でなければ 埋葬費を請求することはできません。
- ※実際に埋葬に要した費用は葬壇一式料のほか、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼などの実費額です。

【支給額】

①埋葬料	被保険者の死亡 「埋葬料」	100,000円	(埋葬料50,000円+埋葬料付加金50,000円)		
	被扶養者の死亡 「家族埋葬料」	60,000円	(家族埋葬料50,000円+家族埋葬料付加金10,000円)		
②埋葬費	50,000円の範囲内で実費を支給				